

總行地第86号
7農振第1287号
国国振第110号

令和7年8月4日

各都道府県知事 殿

總務省大臣官房地域力創造審議官
農林水産省農村振興局長
国土交通省国土政策局長

山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について

令和7年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第11号）が施行され、期限の延長、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、各分野における施策の充実等が図られたところである。

今後の山村振興に当たっては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能のもたらす恵沢を国民が将来にわたって享受することができるとともに、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における移住、定住、二地域居住及び地域間交流の促進や山村における人口の著しい減少の防止等のため、令和7年度以降おおむね10年間を目途として積極的な振興施策を展開していくことが必要である。

このような観点から、山村振興を図るための施策を適切かつ円滑に推進するため、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する山村振興基本方針（以下「基本方針」という。）及び法第8条第1項に規定する山村振興計画の作成及び実施について、留意事項を定めたので、御了知の上、都道府県知事におかれては、下記を参考に基本方針を作成及び実施することとし、貴管内の振興山村市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 基本方針の作成及び提出

(1) 基本方針の作成

都道府県は、当該都道府県における法第7条第1項に基づいて指定された山村（以下「振興山村」という。）の振興を図るために法第7条の2に規定する基本方針を作成することができる。

なお、基本方針の内容は、おおむね法第7条の2第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式1を参考とされたい。

(2) 基本方針の提出

都道府県は、基本方針を作成したときは、法第7条の2第5項の規定に基づき、直ちに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

主務大臣は、基本方針の提出があったときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(3) 基本方針の変更

基本方針の変更に当たっては、別紙様式1に準じて基本方針を変更するものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

このほか、基本方針を変更しようとするときは、(2)に準じて行うものとする。

2 山村振興計画の作成及び協議

(1) 計画の作成

振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、当該振興山村について法第8条第1項に規定する山村振興計画を作成することができる。

なお、当該振興山村の現状と動向等について正確に把握するため、既存の資料を活用するほか、必要に応じ基礎的な事項を明確にするための基礎調査を行うよう留意されたい。

(2) 計画の内容

① 山村振興計画の内容

山村振興計画の内容は、おおむね法第8条第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式2-1（山村振興計画の一部を変更（以下「一部変更」という。）しようとする場合には別紙様式2-5）を参考とされたい。

なお、山村の有する多面にわたる機能を十分に發揮させる観点から、法第2条の2第1項に規定する、山村における農林水産業の生産活動及び農業者その

他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを十分に考慮されたい。

また、振興山村の振興上、特に必要と認められる施設については、当該振興山村の区域を越えてこれを計画の内容の一部とすることができる。

② 産業振興施策促進事項の内容

産業振興に関する施策をさらに充実させるために、山村振興計画を作成する振興山村市町村は、当該山村振興計画に記載した法第8条第2項第3号に掲げる事項について、同条第3項に規定する産業振興施策促進事項を定めることができる。

産業振興施策促進事項を記載する場合には、別紙様式2-1の山村振興計画書（以下「計画書」という。）の「V. 産業振興施策促進事項の記載について」において、産業振興施策促進事項を別添として記載することを明らかにするとともに、別紙様式2-2を添付されたい（法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合には、当該事業を実施する事業者ごとに作成した別紙様式2-3を、同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、別紙様式2-4を添付されたい）。

（3）計画の協議

- ① 振興山村市町村は、山村振興計画の作成に当たっては、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県に協議し、同意を得るものとする。
- ② また、当該計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、当該振興山村市町村は、都道府県に協議する前に、同条第7項に基づき、主務大臣に協議するものとし、同意を得た後に①の都道府県との協議を行うものとする。
- ③ 計画書、別紙様式はまとめて一冊とされたい。

（4）計画の提出

振興山村市町村は、山村振興計画を作成したときは、これを都道府県に提出する。提出された山村振興計画については、都道府県において取りまとめの上、都道府県の同意文書の写しとともに、主務大臣にこれを提出するものとする。

また、振興山村市町村は、森林資源活用型地域活性化事業が記載された山村振興計画について都道府県の同意を得たときには、その旨を森林資源活用型地域活性化事業の実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを実施主体に送付するものとする。

主務大臣は、山村振興計画の提出があったときは、関係行政機関の長に通知し、

当該関係行政機関の長から意見の申し出があった場合には、これを聴取するものとする。

(5) 計画の変更

山村振興計画を変更しようとするときは、(3)及び(4)に準じて行うものとする。ただし、施行規則第6条に規定する軽微な変更については、協議を要さないものとする。

3 基本方針及び山村振興計画の作成上留意すべき事項

基本方針及び山村振興計画の作成に当たっては、法第3条に掲げる山村振興の目標及び法第17条の2から第21条の9までの配慮事項に留意することとし、次に掲げる事項を参考とされたい。

なお、基本方針の作成に当たっては、広域的な観点からの記載となるよう留意されたい。

(1) 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

- ・ 山村の有する農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が充分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようするためには、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続により農用地や森林の保全、集落環境の維持が行われることが重要であることから、これらの活動が継続的に行われるよう山村の振興を図ること。また、山村振興に当たっては森林の保全との両立が図られるよう留意すること。
- ・ 山村における農林漁業者による生産活動や地域住民による集落の維持のための活動によって山村が維持されていることから、山村における地域社会が持続可能に維持され形成されるよう配慮すること。
- ・ 上記のとおり山村の有する多面的機能が維持されることが重要であることから、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるよう努めること。個々の山村が置かれている条件の違いを念頭に置きつつ、地域の個性と活力を最大限に発揮させるとともに、新たな山村における暮らしを再構築していくこと。
- ・ 施設の整備に関しては、規模のメリットが大きく作用する施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案した広域的な観点から連携を図った整備を推進すること。

(2) 交通施策

山村と他の地域や山村内の交通の機能を確保し、向上させるために、以下の点に留意すること。

- ・ 交通基盤等の整備に当たっては、道路網の整備の充実や遅れている生活道路について一定水準を確保すること。また、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備がなされるよう配慮すること。
- ・ 人口減少により、電車やバス等の公共交通機関の路線の廃止等が発生しているが、高齢化の進む山村において住民の日常生活や社会生活の確保や利便性の確保、山村内の交流及び他の地域との交流の促進を図るためにタクシーや乗合タクシー、日本版ライドシェア・公共ライドシェアや自動運転技術といった多様な手段により「交通空白」の解消等を推進し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保すること。
- ・ 運送業界における人手不足等の課題等が発生しているが、山村においても物流の停滞が発生しないよう、物資の流通を確保すること。

(3) 情報通信施策

山村におけるデジタル社会の形成を促進するため、以下の点に留意すること。

- 情報通信技術の利用の機会が他の地域との間で格差が生まれないよう、先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、携帯電話基地局や光ファイバを含めた通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系を充実させること。
- 住民の利便性を確保し、各分野の充実における先端的な情報通信技術の活用が図られるよう、適切な配慮を行うこと。

例えば、

- ・ 農林水産業等の振興を図るため、スマート農業技術の開発・導入やスマート農業技術を活用した農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の活用の促進、省力化や生産性・安全性の向上に資するスマート林業技術の導入を推進すること。
- ・ 地域公共交通の活性化を図るため、AIなどを活用したデマンド交通の導入や運行の最適化などを通じ、MaaS の推進や既存交通との連携も図り、住民の安定的な移動手段を確保し、地域活力の維持・向上を図ること。
- ・ 物資の流通を確保するため、ドローンを活用した配送や自動運転技術などの実証実験を進め、生活必需品などの安定供給を目指し、物流の効率化を支援することで、住民生活の質の向上を図ること。
- ・ 医療の充実を図るため、日常的な医療を中心とした医療へのアクセスを改善

させることに加え、専門性の高い医療においても、必要に応じて遠隔地の医師からより効率的、効果的に助言を受けることが可能になるよう、適切な遠隔医療の推進を図ること。

- ・ 教育の充実を図るため、1人1台端末や高速通信ネットワーク等の学校ICT環境の充実に取り組むこと。
- ・ デジタル技術を活用して、人手不足等に直面する地域の課題解決を計画的に行うため、山村におけるデジタル人材や体制の確保等を図ること。

(4) 産業基盤施策

山村の産業基盤の強化及び山村の農林水産業における生産基盤の強化に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 適切な農業生産活動により農地の国土保全機能が発揮されることから、山村における農業生産活動が適切かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- ・ 山村の農業の条件不利性の補正に向けて、必要な農地、農業水利施設の整備等を推進するものとし、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等、きめ細かな基盤整備を推進すること。
- ・ 農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、水田の汎用化・畑地化等を推進すること。農業水利施設については、適期更新、維持管理の効率化・高度化等により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進するとともに、農業用ため池の適切な管理保全、防災重点農業用ため池の防災工事等、農業・山村の強靭化に向けた取組を推進すること。
- ・ 農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能、水路、排水機場等排水施設の果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に発揮・活用されるよう、流域治水の取組の一環として、水田の「田んぼダム」としての活用、農業用ダムの事前放流に取り組むとともに、農業用ため池や排水施設の整備・管理等を推進すること。
- ・ 森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、地域森林計画や市町村森林整備計画を踏まえ、都道府県による代行整備も活用しつつ、ゾーニングに応じた適切な路網整備を進めること。

(5) 産業振興施策

山村における各産業の振興を図るため、以下の点に留意すること。

- ・ 山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、農林水産業の生産性の向上、農業経営の法人化、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を図るとともに、地域特産物の開発や6次産業化を推進し、農林水産物等の生産から製造・加

工・販売までを地域が担う体制の構築を図ること。例えば、スマート農業技術の開発・導入やスマート農業技術を活用した農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の活用の促進、省力化や生産性・安全性の向上に資するスマート林業技術の導入を推進すること。観光の開発に当たっては、山村ならではの農林水産物を観光資源として活用するとともに、農泊等の取組を促進することにより農林水産業の振興を図ること。

- ・ 山村の農林水産物、文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスを開発・改良するとともに、その販売や提供を促進するためのブランディングや宣伝活動等を行い、自立的かつ持続的な事業の促進を図ること。
- ・ 農林水産業以外の山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携を図ること。
- ・ 再生可能エネルギー利用の推進に当たっては、山村ならではの資源を活用することにより、産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与するものとなるよう、再生可能エネルギーの利用に係る利益を地域に還元する体制の構築等を図ること。なお、再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれることがないよう、自然環境への配慮を行うこと。
- ・ 木材の利用の促進に当たっては、地域の木材を地域で利用する体制の構築とともに、域外の都市部等における住宅や非住宅・中高層建築物における山村の木材の活用を促すこと。
- ・ 森林の整備及び保全の推進に当たっては、地域の特性に応じて、間伐や主伐後の再造林等の施業を計画的に実施するとともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等による森林の適正な管理を含め、林業・木材産業の継続性を確保し、山村の有する多面的機能の持続的な発揮を促進すること。また、その実施に当たっては、森林環境譲与税の効果的な活用を図ること。
- ・ 農林業の振興等を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が作成する被害防止計画を踏まえ、地域ぐるみの被害防止活動の適切な推進を図ること。その際、ICT 機器等も活用して従事者の負担軽減を図りながら、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲や、正しい方法での柵の設置と定期的な見回り・補修等の実施を図ること。また、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効活用し、食品等としての利用を促進すること。

（6）防災に係る施策

山村は、厳しい自然条件の下にあり、災害が発生しやすい環境にあることから、

以下の点に留意すること。

- ・ 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備を図ること。
- ・ 水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除、軽減するため、道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備の整備等の防災に関する施設及び設備の整備を推進すること。また、防災上必要な教育及び訓練の実施を推進すること。
- ・ 災害発生時において住民が孤立し、地域経済の円滑な運営が著しく阻害される可能性があることから、これらを防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実効性が確保されるよう配慮すること。
- ・ 地域での災害復旧は困難性が高く、時間を要することから、災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を促進すること。
- ・ 防災に関する施策の推進に当たっては、関係行政機関の連携を強化すること。
- ・ 山地災害防止等の森林の公益的機能を発揮させるため、間伐及び主伐後の再造林や、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進すること。
- ・ 尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応し、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木災害リスクの軽減等を図るよう配慮すること。

(7) 医療の確保に係る施策

山村において、医療の確保を図るために、以下の点に留意すること。

- ・ 無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等の事業を実施するよう努めること。
- ・ 無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をすること。

(8) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）

山村において、住民の福祉の向上を図るために、以下の点に留意すること。

- ・ 高齢化率が他地域に比べて高い実態等を踏まえ、高齢者が慣れ親しんだ山村に

おいて安全・安心に暮らせる環境を維持・確保する観点から、高齢者にやさしい居住用施設等生活環境の整備及び安全かつ安心して社会参加活動等を行えるような環境の整備の推進を図ること。

- ・ 介護給付等対象サービス及び老人福祉法に基づく福祉サービスの確保及び充実を図るため、従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実を図ること。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実を図ること。
- ・ 人口減少の著しい山村において人口の流出を食い止めるとともに、移住や定住を促進するためには、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図ることが重要であることから、児童福祉施設の整備等を推進すること。
- ・ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスを受けるための条件の都市部等他の地域との格差是正を図るため、住民負担の軽減を図ること。

(9) 文教施策

山村においては、長年育まれてきた独自の文化や豊かな自然環境があることから、これらの文化や自然環境を生かした教育の振興や文化の振興を図るため、以下の点に留意すること。

- ・ 山村において大切にされてきた建造物等の有形の文化的所産、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術等の無形の文化的所産、祭礼や年中行事等の風俗慣習、民俗芸能や景観地等を、それぞれ文化として保存及び活用するとともに、これらの文化の保存及び活用の担い手の育成を図ること。
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資するため、山村内外の子どもが、豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等、山村の特性を活かした教育や保育の機会や体験活動の場（例えば、山村留学等）の提供を受けられるように配慮するとともに、農泊施設等の運営をするためのソフト／ハード両面にわたる総合的な体制の整備を図ること。
- ・ 山村に居住する子どもは、小学校や中学校までの距離が遠い上、通学で利用するための交通機関が十分ではない場合があるため、子どもやその家族の負担を軽減する観点から、教育環境の整備について配慮すること。

(10) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）

山村において、住民の生活環境を改善することにより、住民の生活の安定を図るため、以下の点に留意すること。

○ 感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、山村の住民が他の地域の住民と同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスの享受が可能となるよう配慮すること。

○ 鳥獣被害の防止等

生活環境の保全等を図るため、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画を踏まえ、地域ぐるみの被害防止活動を適切な推進を図ること。その際、ICT機器等も活用して従事者の負担軽減を図りながら、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲や、正しい方法での柵の設置と定期的な見回り・補修等の実施を図ること。

○ 生活環境の整備

空家等の活用を含めた住宅、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備、水の確保、汚水及び廃棄物の処理等の快適な生活環境の確保を図るとともに、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援を推進することで地域コミュニティの維持・形成を図ること。

(11) 移住・交流施策

山村においては、人口減少が進んでおり、これまで山村への移住及び定住を進めてきたところである。一方で、日本全体で人口が減少する人口減少社会においては、移住にまで至る者を今後大幅に増やすことは容易には見込めないことから、二地域居住や地域間交流の取組を併せて推進することにより地域の担い手を増やしていくことが必要であるため、以下の点に留意すること。

○ 移住等の促進に資する生活環境の整備

空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備、水の確保、汚水及び廃棄物の処理等の快適な生活環境の確保を図るとともに、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援を推進することで地域コミュニティの維持・形成等の快適な生活環境の確保を図ること。

○ 移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進

移住又は二地域居住などに関する都市住民のニーズに合わせた効果的な情報提供や便宜供与等を図ることにより、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪や滞在の促進を図ること。

○ 都市等と山村の交流促進

- ・ 二地域居住や地域間交流の取組を推進することにより地域の担い手を増やしていくためには、山村に対して関心や関わりを持つ者を増やすことが重要である

ことから、農村の振興や所得向上に取り組んでいる優良事例、山村における豊かな森林や生態系、棚田など山村ならではの農林水産業、山村の有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能等についての情報の提供や発信を行うこと。

- ・ 様々な観点から山村を支える山村の関係人口を増やしていくため、農泊や農林漁業体験、子どもの農山漁村体験、山村留学等の機会を提供する事業活動の促進を図ること。
- ・ 都市等と山村との間の交流の促進や公衆の保健又は教育のため、森林空間を活用した体験サービスの提供等、環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした取組(森業)を推進すること。

(12) 担い手施策 (労働条件の改善に関する施策を含む。)

山村においては、就業機会の確保や労働条件の改善等により山村に生活し続けることができる環境を整備することが必要であるとともに、山村の自立的かつ持続的発展のためには地域の担い手となる人材を確保することが必要であることから、以下の点に留意すること。

○ 就業の促進

居住者及び山村への移住や山村における定住等をしようとする者の就業を促進するための良好な雇用機会の拡充や実践的な就業能力の開発及び向上のための施策の充実を図るとともに、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出を図ること。また、男女ともに働きやすい労働環境の確保・整備を図ること。

○ 地域の担い手となる人材の育成

地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展を図るため、地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、年齢や性別にかかわりなく多様な住民、特定非営利活動法人（NPO）、特定地域づくり事業協同組合、地域運営組織（RM0）、民間事業者等山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力の確保を図ること。

○ 地域文化の振興等

山村において大切にされてきた文化の保存及び活用の担い手の育成を図ること。

○ 農林水産業その他の産業の振興

農業経営の法人化、新規就農の促進等を含めた人材の育成及び確保等を図ること。

○ 鳥獣被害の防止等

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の維持・強化に加え、対策の

企画を担う高度専門人材の育成や地域外の狩猟免許所持者の活用を図ること。

(13) 自然環境の保全及び再生に係る施策

山村の多くは日本の脊梁地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった多面的機能を有しているほか、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源であり、今後、移住・定住・特定居住を進めていく上での貴重な原資でもあることから、以下の点に留意すること。

- ・ 山村の振興に当たっては、自然環境の保全及び再生、自然景観の保全に資するための措置を図ること。
- ・ 周囲の自然環境及び景観と調和の取れた計画的な土地利用やデザインづくりを行うこと。
- ・ 住民主導の環境整備推進や地域ぐるみの取組を通じた美しい山村づくりを推進すること。

4 基本方針及び山村振興計画の公表

都道府県又は振興山村市町村は、基本方針又は山村振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるものとする。

5 山村振興指針の勧告

主務大臣は、基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議して当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、関係都道府県に勧告することができる。

6 政府による調査

政府は、5の勧告その他法の目的達成のための措置に必要な調査を行うものとする。

7 山村振興計画の実施

山村振興計画の実施に当たっては、個々の山村の置かれている経済的、社会的条件等を踏まえ、行政、団体、住民、企業等の多様な主体の参加と連携を確保しつつ、その円滑な実施に努めるよう留意されたい。

なお、法第10条第3項に規定する振興山村に係る山村振興計画の実施に当たっては、当該振興山村の振興のために特に重要と認められる事業の円滑な実施が促進されるよう配慮されたい。

山村振興基本方針書

都道府県名	
作成年度	

I 地域の概況

注) 当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。

II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

III 振興の基本方針及び振興施策

注) I及びIIを踏まえた振興山村の振興に関する基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記載する。

(記載事項)

- ① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項
- ② 交通施策に関する基本的事項
- ③ 情報通信施策に関する基本的事項
- ④ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ⑤ 産業振興施策に関する基本的事項
- ⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項
- ⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項
- ⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑨ 文教施策に関する基本的事項
- ⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項
- ⑫ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項
- ⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項
- ⑭ その他施策

(記載上の留意事項)

- ・ ②、④及び⑥においては、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の代行整備についての都道府県の方針について記載する。
- ・ その他振興山村の振興に関し必要な施策については、⑭その他施策に記載する。

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

注) Ⅲの振興施策の実施に当たり、山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を図っている旨を記載する。

[別紙様式2-1]

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

(記載上の留意事項)

振興山村名は、当該計画を作成する区域の振興山村名とする。
また、指定番号は、当該振興山村市町村の振興山村指定番号（山村振興法第7条第4項に基づく官報公示された指定番号）を記載する。

I. 地域の概況

注) 当該振興山村における地理、地勢、気候等の自然的条件、人口の動向、産業構造等の社会的及び経済的条件等の基本的事項について記載する。

II. 山村振興対策の評価と振興山村における課題

注) これまでの山村振興対策の評価と振興山村における最近の社会、経済情勢の変化等も踏まえた課題（森林、農用地等の保全に関する課題を含む）について記載する。

III. 振興の基本方針

注) これまでの対策の成果を基礎として、IIの課題等に対する対応方針を記載する。

IV. 振興施策

注) 山村振興法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項等に関し、IIIを踏まえ、国及び都道府県の助成に係る施策の活用及び振興山村市町村が単独で行う施策により、実施する内容を記載する。

(記載上の留意事項)

1. 国の直轄施策（公団等が行う事業を含む。）は除外する。
2. 施策を次の事項に区分し、現状及び問題点、その対策等について、主要な例を挙げながら記載する。
 - ① 交通施策
 - ② 情報通信施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ④ 産業振興施策
 - ⑤ 防災に係る施策
 - ⑥ 医療の確保に係る施策
 - ⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）
 - ⑧ 文教施策
 - ⑨ 社会・生活環境に係る施策（集落整備施策を含む。）
 - ⑩ 移住・交流施策
 - ⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）
 - ⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策
 - ⑬ その他施策
3. 計画しない施策がある場合は、その施策区分の番号は欠番とする。
4. 2の①、③及び⑤で山村振興法第11条に基づき、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備を行う場合は、その旨記載する。
5. 山村振興法第10条第2項の規定を踏まえ、山村活性化支援交付金に係る事業の実施を予定する市町村については、④の記載において山村活性化支援交付金に係る事業に関連する内容を記載する。
6. 2の⑤及び⑨で消防施設の整備を計画する場合は、その旨記載する。
7. 2の⑨のうち集落整備施策については、整備の対象となる地区名（対象地区を的確に表し得る名称）及び対象戸数を記載する。
8. 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条第7号の規定を踏まえた国有林野の活用について計画する場合は、活用を行う施策にその旨記載する。
9. 交通施策等で振興山村の区域を越えた地域を対象とするものについては、整備の対象となる施設名を記載する。
10. その他振興山村の振興に関し必要な施策については、⑭その他施策に記載する。

V. 産業振興施策促進事項の記載について

産業振興施策促進事項の記載	記入欄（該当する欄に○を記入）
記載あり（別紙様式2-2）	
記載なし	

注）産業振興施策促進事項の記載の有無について記載する。

VI. 他の地域振興等に関する計画との関連

注）IVの振興施策の実施に当たり、山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靭化基本計画、水循環基本計画との調和を図っている旨を記載する。

〔別紙様式2－2〕

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

注) 産業振興施策促進事項の対象とする地区を記載する。

II. 産業振興施策促進期間

(記載例) 産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、○年○月○日から○年○月○日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) ○○市(町・村)の産業の現状

注) 振興山村市町村の商工業、農林水産業等の産業を取り巻く状況について、現状を簡潔に記載する。

(2) ○○市(町・村)の産業振興を図る上での課題

注) (1)の現状を踏まえ、対象地区の産業の振興に向けた課題について、簡潔に記載する。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

注) 産業振興施策促進事項の対象とする事業が属する業種について記載する。

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

注) IVに記載した業種の振興を図るため、振興山村市町村が実施する取組、関係団体が実施する取組、関係団体が連携して行う取組を記載する。

※ 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合又は同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、当該事業を実施する旨を記載した上で、別紙様式2-3又は別紙様式2-4を添付する。

VI. 産業振興施策促進事項の目標

注) 産業振興施策促進期間の終期における到達目標を記載する。

[別紙様式 2-3]

森林資源活用型地域活性化事業について

I. 事業者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）及び住所又は主たる事務所の所在地

II. 事業の目標

III. 事業の内容

1 具体的な実施内容

2 年度別計画

林産物名 ・商品名	年度別の生産量及び売上高（千円）						
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	目標 (年度)
生産量							
売上高							
生産量							
売上高							
合計							

（注）複数の林産物・商品がある場合は、必要に応じて欄を設けて記載する。

IV. 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 実施期間の開始日は、主務大臣との正式な協議を行うために振興山村市町村が国に山村振興計画を提出する際の提出日を記載する。

V. 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設の種類及び規模（当該施設を整備しようとする場合）

施設の種類	施設の規模・能力等	施設の所在地

(注) 施設の規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用する。

VI. 当該事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	使途 (機械・施設等の種類)	資金調達先別金額（千円）					
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他 借入金	その他 (補助金等)	合計	備考
合計							

(注) 借入金、補助金等については、計画申請時点における予定を記載する。

(備考)

森林資源活用型地域活性化事業を実施する事業者ごとに作成する。

[別紙様式 2－4]

補助金等交付財産活用事業について

1 補助金等交付財産の名称	
2 現行の用途	
3 補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称	
4 補助金等交付財産の処分の方法	
5 実施主体に関する事項	
6 補助金等交付財産の処分後の用途	

※ 「5 実施主体に関する事項」においては、補助金等交付財産について、処分後に当該財産を利用する実施主体の名称を記載する。

その際、実施主体が決定していない場合には、実施主体の決定のスケジュールを記載する（例：○月○日プロポーザル／○月○日 実施主体の決定）。

[別紙様式 2-5]

山村振興計画の一部変更計画

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
振興山村名		
指定番号		

(記載上の留意事項)

作成年度の下に括弧書きで変更年度を記載する。

I. 山村振興計画の変更理由

II. 山村振興計画の変更

変更後	変更前

(記載上の留意事項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。